

# 第 1 回益城町使用料等審議会

## 議事要旨

- ◆ **日時** 平成 30 年 11 月 20 日（火） 13:28～16 : 40
- ◆ **場所** 役場仮設庁舎 2 階応接室
- ◆ **出席委員** 6 人出席  
事務局 事務局 4 人 担当課 5 人
- ◆ **議事次第**
  1. 開会
  2. 委嘱状交付
  3. 委員紹介
  4. 町長挨拶
  5. 会長及び副会長の選任
  6. 審議会への諮問
  7. 議事の公開についての確認
  8. 益城町中期財政見通しについて
  9. 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（改訂版）について
  10. 本審議会の議論の進め方
    11. 4 施設の使用料等の料金案について
    12. 委員討議
      - ・ 4 施設の使用料等の料金案について
    13. 事務連絡
    14. 閉会

### ◆ **議事要旨**

#### 委嘱状交付（議事次第 2）

- 副町長より井川委員に代表して委嘱状を交付。

#### 委員紹介（議事次第 3）

#### 町長挨拶（議事次第 4）

#### 会長及び副会長の選任（議事次第 5）

- 会長 井田委員
- 副会長 橋場委員

#### 審議会への諮問(議事次第 6)

- 災害公営住宅駐車場料金、四賢婦人記念館入館料、陸上競技場使用料、総合運動公園テニスコート使用料の改定等について諮問があった。

#### 議事の公開についての確認(議事次第 7)

- 使用料等の減免に関する討議など、特定の利害関係者に対して会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が出る可能性があるため、資料 4「益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準」2 - (1) に従い、非公開とする旨を確認。

#### 益城町中期財政見通しについて（議事次第 8）

- 事務局より、資料 5 に沿って説明。

## 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（改訂版）について（議事次第 9）

- 事務局より、資料 6 に沿って説明。

## 本審議会の議論の進め方（議事次第 10）

- 事務局より、資料 7 に沿って説明。

## 各施設の使用料等の料金案について（議事次第 11）

- 各担当課より、資料 8、9、10 に沿って説明。

## 4 施設の使用料等の料金案について（委員討議）（議事次第 12）

（主な意見）

### **【災害公営住宅駐車場使用料】**

- 見直し額や新規の設定額が多少高くても、今回の設定で消費税増税後のことを考慮してあれば問題ない。
- 防犯カメラの導入など、料金をアップしてでも安全面を考慮して欲しい。
- 試算結果が 1,000 円を超えている。町の財政見直し、使用料等の適正化方針を考慮して、料金案については切り上げるべき。
- 集落部と市街地部で異なってくる地価を反映し、ある程度差別化した料金を設定するべき。
- 他の市町村と比べて益城町は財政状況が違う。町民にも使用料等については上げざるを得ないというスタンスで臨むべき。これまで見直しを実践できていないのであれば、なおのこと。
- 近隣市町村は類似団体でも何でも無い。交通の便の良い熊本市からの流入は考えられる。熊本市の経済圏に隣接する市町村として価格設定を検討すべき。
- 災害公営住宅建設地のバスの便利も考えて差別化を検討することも考慮すべき。そもそも公営住宅が今まで 1 台しか駐車できなかったのが、2 台も入れるというのは大きなメリットと捉えるべき。
- 町全体として考えるなら町内での差別化は必要ない。安全面の担保が必要。
- 今後の更なる消費税増税の可能性を鑑み、税抜き価格の設定検討も考慮すべき。その場合は、町として税抜き価格を設定することとする等方針を示す必要あり。
- 居住する方はこれまで駐車場料金も払ったことがない方である可能性が高いことを考えると、少しでも安い方が良い。

### **【四賢婦人記念館入館料】**

- リピーターを増やす取組を進めるべき。
- 毎年発生する 1,000 万円の赤字については、町観光担当課とも連携しながら具体的な方策を打ち出すべき。
- 入館料を無料にして、駐車場料金を 500 円、ガイド料も徴収するという方法も検討すべき。
- 料金を少しでも取って、来館者に価格以上の体験を提供すべき。
- 文化施設、というだけでは理由に乏しい。町としてこの記念館の立ち位置を明確にすべき。
- 修学旅行先にもなり得るのであれば、参考までに旅行会社に料金案を尋ね、参考にすべき。
- 記念館のような施設は最初のプライシングが大事。町としてはこの施設は投資になるので慎重な料金設定が必要。
- 計画段階でこういった方策でこのくらいの収益が見込めるという情報が必要。

### **【陸上競技場使用料】**

- 備品の使用料設定については賛成だが、料金を取る以上は管理人への管理方法、操作方法の説明が必要。
- 個人使用料を取ることは賛成だが、照明がついているときに個人の照明代として + 100 円取

るのは無理がある。コート利用者とトラック利用者の安全面の確保も必要なので、夜間は個人利用を設定しないことを検討すべき。

- シャワー室はコイン式にする等有料化を検討すべき。
- 町外利用者からは町内利用者以上に料金を取るのが基本。
- 町外利用の方は多いことが見込まれるため、名簿を取る等運営面でしっかりと対策を行い徴収すべき。
- 登録していない利用者への対応策を再考すべき。
- 陸上競技場を全面使用した場合の料金改定について、激変緩和の方法を再考すべき。
- 目的外利用を求められたときの対応方法も運営面、料金面も含めて検討すべき。

【総合運動公園テニスコート使用料】

- テニスコートが第 2 分類（公共的・選択的）なのか再考すべき。

（討議の結論）

- 災害公営住宅駐車場料金については、集落部と市街地部の差別化、町財政見通しと使用料等適正化方針に沿った料金の設定について検討すべき。
- 四賢婦人記念館入館料については、熊本市の記念館入館料との均衡の必要性を再考するとともに、民間のアドバイスを収集すべき。
- 陸上競技場使用料については、激変緩和措置の再考、シャワー代徴収、個人利用設定について再考すべき。
- テニスコートは受益者負担割合の分類と対応する料金を再考すべき。

事務連絡（議事次第 13）

事務局より、今後の日程について、下記の内容をご案内させていただきました。

- 今回いただいたご意見に対する各課からの回答を踏まえたうえで、答申案の核となる改定料金案の是非、附带意見についてご議論いただきたい。
- 第 2 回審議会は 11 月 26 日（月）9：00 開始、第 3 回以降は年明け 1 月からの開催を予定。詳細については後日ご連絡させていただきます。

閉会

以上